

公 告

下記の建設工事について次のとおり電子入札(条件付一般競争入札)により入札を執行するので、始良市契約規則(平成22年始良市規則第45号)第2条及び始良市電子入札運営要綱(平成22年始良市告示第21号)第8条の規定に基づき公告する。

令和6年6月7日

始良市長 湯元 敏浩

工 事 発 注 表		
工 事 番 号	第6-36号	
工 事 発 注 部 課 名	始良市 総務部 庁舎建設課 庁舎建設係 (TEL0995-66-3075)	
発 注 工 事 種 別	建築一式工事	
工 事 名	始良市役所2号館内部改修工事	
工 事 場 所	始良市役所2号館	
入 札 方 法	条件付(電子)一般競争入札	
工 事 概 要	施設用途:市庁舎 建築面積:1,034.20㎡ 延床面積:3,046.26㎡ 構 造:鉄筋コンクリート造(一部SRC造)、地上4階建 工事内容:内装工事、市議会委員会室、運営委員会室、(仮称)市民相談センター執務室ほか	
工 期	契約締結日の翌日から240日間	
予 定 価 格 (消費税込価格)	事後公表	
最 低 制 限 価 格 の 有 無	あり(最低制限価格を定めるので、その価格を下回った者は、落札外とする。)	
発 注 区 分 ・ 条 件	始良市内に本社・本店を置き、令和6・7年度始良市建設工事等入札参加資格(建築一式工事)を有する者で、格付区分A級を有する者。ただし、本工事に関連する「始良市役所2号館外壁改修工事」並びに「始良市役所2号館改修機械設備工事」の入札における特定建設工事共同企業体の構成員及び「始良市役所2号館改修電気設備工事」において入札参加申込のある者を除く。	
工 事 前 払 金 ・ 部 分 払 の 有 無	前払金 - あり(次段「請負代金の支払い」を参照のこと。) 部分払 - なし	
請 負 代 金 の 支 払 い	前払金 契約金額の4割を限度とし、かつ予算の範囲内で支払うものとする。 中間前払金 契約金額の2割を限度とし、かつ予算の範囲内で支払うものとする。 完成払 完成検査合格後、残額を支払う。	
入 札 保 証 金	免除	
契 約 保 証 金	あり	
設計図書等の閲覧	閲 覧 場 所	本館4階 閲覧室
	閲 覧 期 間	令和6年6月7日(金)から令和6年7月8日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
	閲 覧 時 間	8時30分から17時00分まで (ただし、正午から13時00分までを除く。令和6年6月7日(金)は9時00分から17時00分まで。)
工 事 費 内 訳 書 提 出 の 有 無	あり (1)第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。 (2)工事費内訳書の様式は任意とするが、記載内容は工程、金額等を明らかにすること。 (3)工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。	
入 札 書 等 送 付 方 法	かごしま県市町村電子入札システムを使用して提出すること。	
入 札 参 加 資 格 確 認 通 知 書 類	入札参加申込書を電子データで添付してかごしま県電子入札システムを使用して提出	
入 札 説 明 書 説 明 請 求 期 限	令和6年7月4日(木) 17時00分まで (ただし、入札説明書は本公告で兼ねる。)	
電 子 入 札 に よ る 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書 受 付 期 間	開始日時:令和6年6月10日(月) 8時30分 終了日時:令和6年7月3日(水) 13時00分	
電 子 入 札 に よ る 競 争 参 加 資 格 確 認 通 知 日 時	開始日時:令和6年7月3日(水) 13時00分 終了日時:令和6年7月3日(水) 17時00分	
現 場 説 明 会 開 催	なし	
本 工 事 に 関 する 質 問 方 法 等	方法:電子メール 送信先:総務部 庁舎建設課 庁舎建設係 e-mail:tyosha@city.aira.lg.jp 質問締切日時:令和6年6月27日(木) 正午まで	
本 工 事 に 関 する 回 答 方 法 等	質問に対する回答は、令和6年7月3日(水)までに入札参加者全社にメールにて回答する。	
入 札 書 受 付 期 間	開始日時:令和6年7月5日(金) 8時30分 終了日時:令和6年7月9日(火) 9時00分	
開 札 予 定 年 月 日 ・ 場 所	開始日時:令和6年7月9日(火) 13時00分 場所 始良市 総務部 工事監査課	
契 約 担 当 課	始良市 総務部 庁舎建設課 庁舎建設係	
参 加 資 格 に 関 する 事 項	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定により指示または営業の停止を受けていない者 (3) 本工事に係る設計業務等の受託者(山下設計・永園設計・ゲンブラン設計業務委託共同企業体)または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がない者であること。なお、「当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次の①または②に該当する者である。 ① 当該受託者発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。 ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者 (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合する者 (5) 対象工事に現場代理人及び建設業法第26条による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。 (6) 公告から入札時までの期間において、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領(平成22年3月23日訓令第56号)の規定に基づく指名停止を受けていない者。 (7) 手形交換所による取引停止処分または主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者 (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続きの決定を受けている者もしくは更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続きの決定を受けている者もしくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (9) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者	
入 札 の 無 効 に 関 する 事 項	(1) 談合その他不正な行為があったと認められるもの (2) 工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書の提出がなされていない入札。 (3) 入札書の工事名と工事費内訳書の工事名が相違する入札 (4) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札	
落 札 者 の 決 定 方 法	(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で最低の価格で入札した者を落札者とする。 (2) 1回目の開札で落札者がなかった場合は、再入札を行うものとし、再入札の方法・日時等については1回目の開札後に、かごしま県市町村電子入札システムにより通知する。 (3) 3回目の入札で落札者がなかった場合は不調とする。	
落 札 者 の 契 約 書 案 等 の 提 出	落札者は落札決定通知を受けた日から7日以内に、契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者または免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。	
注 意 事 項	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (2) 工事は市財務規則及び市契約規則、市契約請負約款に準じ施工すること。 (3) 工程表、現場代理人選任通知書及び関係書類を契約書と同時に提出すること。 (4) 建設業者退職金共済組合掛金収納書、各標準仕様書及び関係書類を工事着手前に提出すること。	